

令和3年度第1回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

開催日時	令和3年7月2日（金）午前10時から正午まで
開催場所	長久手市役所北庁舎2階 第5会議室
出席者氏名 （敬称略）	<p>瀬戸保健所健康支援課 課長補佐 西川恵子 名古屋東公共職業安定所 業務担当次長 荒川祐治 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト 就労支援コーディネーター 有田幸奈 長久手市身体障害者福祉協会 会長 加藤勝 ウェンディの箱 会長 鈴木厚子 ほっとクラブ 会長 山口恭美 長久手市民生委員児童委員協議会障がい者部会 部会長 高田千津子 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長 見田喜久夫 株式会社フォルツァあるく長久手グリーンロード 施設長 後藤俊輔 社会福祉法人百千鳥福祉会 理事長 竹田晴幸 長久手市障がい者基幹相談支援センター 鈴木聖美 長久手市教育委員会 指導主事 荒川ひとみ 長久手市福祉部長 川本満男【会長】 尾張東部圏域地域アドバイザー 大谷真弘</p>
欠席者氏名 （敬称略）	<p>愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授 宇都宮みのり 希望の会 会長 近藤浩光</p>
審議の概要	<p>1 あいさつ 2 議題 (1) 長久手市障がい者自立支援協議会のオンライン開催について (2) ながふく障がい者プラン（～2020）の評価について (3) 令和2年度の事業報告について (4) 令和3年度の事業計画（案）について 3 その他</p>
公開・非公開の別	公開
傍聴者の人数	0人

1 あいさつ

○会長あいさつ

2 議題

(1) 長久手市障がい者自立支援協議会のオンライン開催について

○事務局

(資料1に基づき説明)

「長久手市障がい者自立支援協議会のオンライン開催について」承認

(2) ながふく障がい者プラン（～2020）の評価について

○事務局

(資料2に基づき説明)

○委員

重点施策6「各保育園等への巡回相談」について、依頼に応じてとあるが、需要は多いと思われるため、定期的な実施はできないか。

○事務局

愛知県の療育サービスの中で、定期的に訪問支援を行っている。状況に応じても行っており、今年度以降こどもの発達相談室で対応できるよう、体制を更に整えていきたい。

○委員

重点施策12「障がいがある人と地域の人とが交流できる場の提供」について、具体的にどのようなものか。

○事務局

共生ステーションにおいて、市民提案のプログラムを積極的に行っている。障がいのある人との交流プログラムの実施について、今後障がい事業所等にも働きかけていきたい。

また、一部の自治組織において、障がいのある人との交流を目的とした障がい事業所との話し合いも行われており、期待をしている。

○委員

障がい福祉サービス等の実績値において、放課後等デイサービス及び就労継続支援B型の利用が増加した理由はどのようなか。

○事務局

放課後等デイサービスについて、昨年度はコロナ禍で学校の休校があったため増加につながった。就労継続支援B型については、明確な理由を把握していないが、市内にA型事業所が少ないこと及び、就労移行支援の利用希望者が増えたため、事業所定員を理由に利用できない人が就労継続支援B型に留まっていたこと等が考えられる。

「ながふく障がい者プラン（～2020）の評価について」承認

(3) 令和2年度の事業報告について

○事務局

（「障がい福祉事業 主要事業」及び「障がい者相談支援事業 主要事業」について、資料3及び資料4に基づき説明）

○委員

精神障がい者支援部会の取組について、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の進捗状況はどのようなか。また、精神障がい以外の障がい者との兼ね合いはどのようなか。

○事務局

福祉課と障がい者基幹相談支援センターにおいて、地域生活支援拠点の整備とともに精神障がい者の地域包括ケアシステムについても検討中である。資料5別紙3「地域生活支援拠点の整備等について」及び、追加配布資料「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を参考いただきたい。

○委員

資料5別紙3「地域生活支援拠点の整備等について」の「圏域」とは、尾張東部圏域での整備か。

○事務局

本市では「市」での整備を進めている。

○委員

個別訪問調査は、課題の掘り起こしとして非常に有効な取組と思われる。

資料4別紙2「個別訪問調査総括」における「仕事をしている人」の中に、就労継続支援B型の利用者も含まれるか。

○事務局

就労継続支援B型による就労は含まない。

○委員

ながふく障がい者プランの実績調査においても、就労継続支援B型の利用者は増加傾向であった。工賃向上の取組について、何か行っているか。

○事務局

工賃向上については各事業所において取り組んでいただいている。市の取組としては、事業所の生産物の販促機会を増やす事業としてお弁当や物品を市役所で販売する等を行っている。

○委員

資料4別紙2「個別訪問調査総括」に記載の「世代の年代が若いので、本人がひきこもり状態、不就労でも生活が維持できている」ということについて、しっかりと向きあうべきと思われる。元々精神障がい福祉は、他の障がい福祉と比較し3年遅いといわれている。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、8050問題等含め、あらゆる世代が入っていけるものである必要がある。

○委員

児童発達支援センターや、共生ステーションにおけるCSWの配置等、市内に箱物の資源は充実してきたため、そのマネジメント能力が必要となってきた。資源を使い切れていないため、人材育成も含め今後の課題である。

○事務局

課題として受け止める。

○委員

(個別訪問調査において見えてきたものとして)若い世代の障がい者は、支援に関する情報は多く持っているが、それをうまく活用できていない。若い世代への支援について、経過観察ではなく、アプローチが必要である。障がい者基幹相談支援センターでは、義務教育終了のタイミングで、困ったときは誰かに相談することの重要性及び相談先の情報について、周知する働きかけを行っている。

(4) 令和3年度の事業計画(案)について

○事務局

(「障がい福祉事業 主要事業」及び「障がい者相談支援事業 主要事業」について、資料5及び資料6に基づき説明)

○委員

避難行動要支援者登録制度の個別支援計画とは具体的にどのようなものか。

○事務局

災害時の避難経路や、避難時に配慮しなければならないこと等を盛り込んだ、個別の支援計画である。

○委員

避難行動要支援者登録名簿の活用方法が、要支援者側に伝わっていない。

○事務局

情報提供不足と認識し今後改める。具体的な名簿の活用方法は、災害時に地域の自治組織、民生委員及び市が要支援者の安否確認を行うために活用するもの。個別支援計画は、要支援者がどこへ避難するか等、発災時に機能的な個別の支援計画である。

○委員

民生委員は避難行動要支援者登録名簿を持っており、年に一度、防災訓練の日には訪問している。地域に要支援者が住んでいることはわかるが、具体的な支援の方法がわからないといった課題がある。

○委員

災害時の支援については20年程前から同じような課題が挙げられているが、課題が大きすぎ解決に向け前進できていない。ひとつずつ課題解決に向けて取り組んでいきたい。

○委員

医療的ケアが必要な人への支援について、医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律が可決され、行政の責務となる。医療的ケアが必要な人や、難病患者は個別特性が強い。市全体をあげて体制整備について取り組んで欲しい。

「令和3年度の事業計画(案)について」承認

3 その他

○委員

障がい者雇用の法定雇用率が上がったが、事業所側にノウハウがないことが課題としてあげられている。雇用に取り組む事業所に対し、支援はどのようなか。

○委員

公共職業安定所では、障がい者雇用率が低い事業所を把握している。現在、障がい者の求職者は、精神障がい者や発達障がい者が半数以上。事業所側が特に困っていることとして、身体障がい者や知的障がい者と比較し、精神障がい者や発達障がい者は、障がい特性や配慮の仕方がわからないということ。支援としては、障がい事業所の訪問や職場実習を勧めている。「あいち障害者雇用総合サポートデスク」では、求職者に対し、職場実習を受け入れる企業等の情報提供も行っている。

○委員

コロナ禍において、障がい者やその家族の困りごと等の情報があれば教えて欲しい。

○委員

精神障がい者の中には、感染が不安で体調を崩す人がいる。また、派遣で働いている人の中には、コロナ禍で雇用が続かないため体調を崩す人もいる。経済的な不安が大きい傾向がある。

○委員

社会福祉協議会では生活福祉資金を取り扱っており、コロナ禍における需要は多い。支援が必要な方には制度の周知をお願いしたい。

○事務局

(N-ジョイについて、資料をもとに案内)

○会長

これで議事は終了する。